

令和2年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和3年3月31日現在 (A)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立あこや学園 (尼崎市三反田町1丁目1番1号)			
主な事業内容	市内に居住する1歳半から5歳児までの発達に遅れがある児童に保育、発達検査、言語指導、給食・栄養相談等を行う。			
指定管理者名	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	指定期間	H29. 4. 1～R4. 3. 31	
施設所管課	健康福祉局 障害福祉政策担当	所属長名	富田 憲幸	

2. 目標・指標

施設の設置目的	児童福祉法第43条に規定する福祉型児童発達支援センターとして、市内に居住する1歳半から5歳児までの発達に遅れがある児童が通園し療育指導を行うため。					
施設のありたい姿	通園児が集団生活を通して社会性を伸ばし、自立に必要な生活習慣を体得することができる施設					
指標	あこや学園の利用率 (%)					
目標	利用率の増	H29	H30	R1(H31)	R2	R3(見込)
		—	95	96.5	90.5	92

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等ための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	市民等の参画	施設運営や取組の実施に際して、市民や利用者の参画が得られたか。	B
	事業の効果	指定管理者が実施した事業に効果があったか。	A
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
	パートナーシップ	市と指定管理者とがパートナーシップの下、協働して取り組んだか。	A
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	B
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	施設の経営状況	施設における経営状況が適正であるか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	指定管理者の経営状況	指定管理を行っている事業者本体の経営状況が適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	備品・文書管理	備品や施設の管理運営を行う上で生じた文書等を適切に管理しているか。	適正
	従事者の育成	従事者に対する育成や研修が十分に実施されているか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- ・事業計画書に示されている指定事業は、徹底した新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら概ね実施している。
- ・利用者へのアンケートと自己評価結果
- ・事業計画書

4. 総評

施設所管課の所見

<実績・成果>

- ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、休園後の6月1日から再開したものの、分散登園や事業の縮小等を余儀なくされ、目標である利用率の増加は実現できなかったが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができている。
- ・看護師や保育士の実習生を受け入れ、新たな医療保健福祉人材を育成することにより、地域貢献を行っている。
- ・個別支援計画では、随時カンファレンスを実施する中で、園児一人一人に合わせた配慮や目標を反映し、保護者との共通理解を深めながらより良いサービスを提供するよう努めている。

<課題>

- ・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならないため、感染状況に留意しながら、園児への安全・安心の対策を継続する必要がある。

<課題に対する改善の方向性>

- ・指定管理者と協議し、感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、利用者が安心・安全に施設利用を行うことができるよう、環境整備を行っていく。

指定管理者からの所見

<事業実施や施設管理を振り返って>

- ・コロナ禍において、目標である利用率の増加は実現できなかったが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができた。
- ・児童発達支援サービスの提供など、療育や支援の質の向上を図るため、専門職のスキルアップが求められているため、施設外研修のフィードバックなど、できる限り、新たな専門知識の情報の共有を図り、職員の専門性の担保を維持してきた。

<市とのパートナーシップ(協働)を振り返って>

- ・コロナ禍において、随時、新型コロナウイルス感染症対策における事業の協議を行い、経験したことがない状況下において、双方の意見や方向性を共有し、可能な限り、速やかな対応を行うことができた。
- ・園児の入園に関する調整や個別の対応について随時、南北部障害者支援課と連携を図っている。

双方の意見を踏まえた今後の方向性

- ・コロナ禍において、休園や分散登園、事業の縮小等を余儀なくされ、目標である利用者数の増加は実現できていないが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り、園児が増加するよう、協議を進めていく。
- ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、園児・保護者が安心した施設利用を行うことができるよう、環境整備を行っていく。
- ・引き続き、個別の対応など南北部障害者支援課と連携し、園児と保護者支援に寄与していく。

令和2年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和3年3月31日現在 (A)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立たじかの園 (尼崎市三反田町1丁目1番1号)			
主な事業内容	市内に居住する就学前の肢体不自由児に対して、保護者との通園事業等を実施することによる療育サービスを提供する。			
指定管理者名	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	指定期間	H29. 4. 1～R4. 3. 31	
施設所管課	健康福祉局 障害福祉政策担当	所属長名	富田 憲幸	

2. 目標・指標

施設の設置目的	児童福祉法第43条に規定する医療型児童発達支援センターとして、市内に居住する就学前の肢体不自由児に対して、療育サービスを提供するため。					
施設のありたい姿	母子通園を通して機能訓練や保育、生活指導等を受け社会生活に適応するため、自立に必要な生活習慣を体得することができる施設					
指標	たじかの園の利用率 (%)					
目標	利用率の増	H29	H30	R1(H31)	R2	R3(見込)
		—	67.3	70	66.2	70

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等ための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	市民等の参画	施設運営や取組の実施に際して、市民や利用者の参画が得られたか。	B
	事業の効果	指定管理者が実施した事業に効果があったか。	B
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
	パートナーシップ	市と指定管理者とがパートナーシップの下、協働して取り組んだか。	A
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	B
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	施設の経営状況	施設における経営状況が適正であるか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	指定管理者の経営状況	指定管理を行っている事業者本体の経営状況が適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	備品・文書管理	備品や施設の管理運営を行う上で生じた文書等を適切に管理しているか。	適正
	従事者の育成	従事者に対する育成や研修が十分に実施されているか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- ・事業計画書に示されている指定事業は、徹底した新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら概ね実施している。
- ・利用者へのアンケートと自己評価結果
- ・事業計画書

4. 総評

施設所管課の所見

<実績・成果>

- ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、休園後の6月1日から再開したものの、分散登園や事業の縮小等を余儀なくされ、目標である利用率の増加は実現できなかったが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができている。
- ・看護師や保育士の実習生を受け入れ、新たな医療保健福祉人材を育成することにより、地域貢献を行っている。
- ・個別支援計画・リハビリテーション実施計画では、随時カンファレンスを実施する中で、園児一人一人の発達ニーズを把握した目標を反映し、保護者との共通理解を深めながらより良いサービスを提供するよう努めている。

<課題>

- ・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならないため、感染状況に留意しながら、園児への安全・安心の対策を継続する必要がある。

<課題に対する改善の方向性>

- ・指定管理者と協議し、感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、利用者が安心・安全に施設利用を行うことができるよう、環境整備を行っていく。

指定管理者からの所見

<事業実施や施設管理を振り返って>

- ・コロナ禍において、目標である利用率の増加は実現できなかったが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができた。
- ・医療型児童発達支援サービスの提供など、療育支援やリハビリテーションの質の向上を図るため、専門職のスキルアップが求められているため、施設外研修のフィードバックなど、できる限り、新たな専門知識の情報の共有を図り、職員の専門性の担保を維持してきた。

<市とのパートナーシップ(協働)を振り返って>

- ・コロナ禍において、随時、新型コロナウイルス感染症対策における事業の協議を行い、経験したことがない状況下において、双方の意見や方向性を共有し、可能な限り、速やかな対応を行うことができた。
- ・園児の入園に関する調整や個別の対応について随時、南北部障害者支援課等の関係機関と連携を図っている。

双方の意見を踏まえた今後の方向性

- ・コロナ禍において、休園や分散登園、事業の縮小等を余儀なくされ、目標である利用者数の増加は実現できていないが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り、園児が増加するよう、協議を進めていく。
- ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、園児・保護者が安心した施設利用を行うことができるよう、環境整備を行っていく。
- ・引き続き、個別の対応など南北部障害者支援課と連携し、園児と保護者支援に寄与していく。

令和2年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和3年3月31日現在 (A)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立身体障害者デイサービスセンター（尼崎市七松町3丁目8番8号）		
主な事業内容	障害者総合支援法に基づく生活介護事業と室内温水プール事業		
指定管理者名	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	指定期間	H29. 4. 1～R4. 3. 31
施設所管課	健康福祉局 障害福祉政策担当	所属長名	富田 憲幸

2. 目標・指標

施設の設置目的	在宅の心身障害者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、その自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図る施設として設置					
施設のありたい姿	通所により各種のサービスを提供することにより、その自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図る。					
指標	センターの利用者数（人）					
目標	センターの利用者数の増加	H29	H30	R1(H31)	R2	R3(見込)
		—	6,845	6,054	2,506	2,900

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等ための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	市民等の参画	施設運営や取組の実施に際して、市民や利用者の参画が得られたか。	B
	事業の効果	指定管理者が実施した事業に効果があったか。	C
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
	パートナーシップ	市と指定管理者とがパートナーシップの下、協働して取り組んだか。	A
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	B
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	施設の経営状況	施設における経営状況が適正であるか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	指定管理者の経営状況	指定管理を行っている事業者本体の経営状況が適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	備品・文書管理	備品や施設の管理運営を行う上で生じた文書等を適切に管理しているか。	適正
	従事者の育成	従事者に対する育成や研修が十分に実施されているか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- ・事業計画書に示されている指定事業は、徹底した新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら概ね実施している。
- ・利用者へのアンケートを実施している。
- ・事業計画書

4. 総評

施設所管課の所見

<実績・成果>

- ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされ、目標である利用者数の増加は実現できなかったが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができている。
- ・利用者からの要望を受け、コロナ禍ではあるが、温水プールについては、利用再開の要望が多くあり、利用者同士が更衣室で会わないよう利用時間等の工夫をし、令和2年10月から利用を再開した。
- ・生活介護事業においては、利用者のうち医療的ケアの必要な重度の身体障害のある人が9割以上を占めており、重度身体障害のある人の日中活動の促進に寄与している。

<課題>

- ・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならないため、感染状況に留意しながら、利用者の安全・安心の対策を行うとともに、利用者に対し、社会参加の促進が行えるよう検討する必要がある。

<課題に対する改善の方向性>

- ・指定管理者と協議し、感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、利用者が安心・安全に施設利用を行うことができるよう、環境整備を行っていく。

指定管理者からの所見

<事業実施や施設管理を振り返って>

- ・コロナ禍において、目標である利用者数の増加は実現できなかったが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができた。
- ・障害福祉サービスの提供など、個人情報管理の徹底が必要となっているため、適正な運用が行えるよう、職員研修などにより、職員の意識啓発に努めた。
- ・専門職のスキルアップが求められているため、施設外研修のフィードバックなど、できる限り、新たな専門知識の情報の共有を図り、職員の専門性の担保を維持してきた。

<市とのパートナーシップ(協働)を振り返って>

- ・コロナ禍において、随時、新型コロナウイルス感染症対策における事業の協議を行い、経験したことがない状況下において、双方の意見や方向性を共有し、可能な限り、速やかな対応を行うことができた。
- ・医療的ケアの必要な重度の身体障害のある人が生活介護の利用が困難な場合、南北部障害者支援課と連携を図り、可能な限り、受け入れを行ってきた。

双方の意見を踏まえた今後の方向性

- ・コロナ禍において、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされ、目標である利用者数の増加は実現できていないが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り、利用者が増加するよう、協議を進めていく。
- ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備を行っていく。
- ・引き続き、医療的ケアの必要な重度の身体障害のある人が生活介護の利用が困難な場合、南北部障害者支援課と連携し、可能な限り受け入れ、重度身体障害のある人の日中活動の促進に寄与していく。

令和2年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和3年3月31日現在 (A)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立身体障害者福祉センター（尼崎市三反田町1丁目1番1号）			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練 			
指定管理者名	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	指定期間	H29. 4. 1～R4. 3. 31	
施設所管課	健康福祉局 障害福祉政策担当	所属長名	富田 憲幸	

2. 目標・指標

施設の設置目的	市内に居住する心身障害者の福祉の増進及びその社会活動の促進を図るための中核的施設として設置					
施設のありたい姿	障害者の社会参加促進に向けた多様なサービスを提供し、障害者理解を深め、地域や市民に親しまれる拠点施設					
指標	センターの利用者数（人）					
目標	センターの利用者数の増加	H29	H30	R1(H31)	R2	R3(見込)
		—	23, 827	19, 558	11, 470	11, 000

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等ための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	市民等の参画	施設運営や取組の実施に際して、市民や利用者の参画が得られたか。	A
	事業の効果	指定管理者が実施した事業に効果があったか。	A
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
	パートナーシップ	市と指定管理者とがパートナーシップの下、協働して取り組んだか。	A
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	B
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	施設の経営状況	施設における経営状況が適正であるか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	指定管理者の経営状況	指定管理を行っている事業者本体の経営状況が適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	備品・文書管理	備品や施設の管理運営を行う上で生じた文書等を適切に管理しているか。	適正
	従事者の育成	従事者に対する育成や研修が十分に実施されているか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- ・事業計画書に示されている指定事業は、徹底した新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら概ね実施している。また、東京2020パラリンピックのイベントは、中止となっている。
- ・利用者へのアンケートを実施している。
- ・身体障害者福祉センター利用報告書

4. 総評

施設所管課の所見

<実績・成果>

- ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされ、目標である利用者数の増加は実現できなかったが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができている。
- ・利用者からの要望を受け、体の相談会については、予定していた4回を超えて実施することができ、より多くのニーズに応えることが出来た。
- ・「やっちゃん部」とオープンカレッジを実施し、障害者に対する理解啓発など、関係機関と連携することができ、心身障害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図ることができており、中核的施設の役割を果たしている。

<課題>

- ・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならないため、感染状況に留意しながら、利用者の安全・安心の対策を行うとともに、外出を控えている利用者に対し、社会参加の促進が行えるよう検討する必要がある。

<課題に対する改善の方向性>

- ・指定管理者と協議し、感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、外出を控えている利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。

指定管理者からの所見

<事業実施や施設管理を振り返って>

- ・コロナ禍において、目標である利用者数の増加は実現できなかったが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができた。
- ・障害福祉サービスの提供など、個人情報管理の徹底が必要となっているため、適正な運用が行えるよう、職員研修などにより、職員の意識啓発に努めた。
- ・専門職のスキルアップが求められているため、施設外研修のフィードバックなど、できる限り、新たな専門知識の情報の共有を図り、職員の専門性の担保が維持してきた。

<市とのパートナーシップ(協働)を振り返って>

- ・コロナ禍において、随時、新型コロナウイルス感染症対策における事業の協議を行い、経験したことがない状況下において、双方の意見や方向性を共有し、可能な限り、速やかな対応を行うことができた。
- ・「やっちゃん部」とオープンカレッジを実施することで、施設所管課以外の関係部署と連携することができ、様々な場面で様々な部署と協働することが可能となった。

双方の意見を踏まえた今後の方向性

- ・コロナ禍において、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされ、目標である利用者数の増加は実現できていないが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り、利用者が増加するよう、協議を進めていく。
- ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、外出を控えている利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。
- ・引き続き、「やっちゃん部」とオープンカレッジを実施することにより、障害者に対する理解啓発など、関係機関と連携し、あらゆる場面で、心身障害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図り、中核的施設の役割を果たしていく。

令和2年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和3年3月31日現在 (B)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立身体障害者福祉会館（尼崎市稲葉荘3丁目9番26号）		
主な事業内容	尼崎市立身体障害者福祉会館の維持管理及び貸し館業務		
指定管理者名	特定非営利活動法人 尼崎市身体障害者連盟福祉協会	指定期間	H29. 4. 1～R4. 3. 31
施設所管課	健康福祉局 障害福祉政策担当	所属長名	富田 憲幸

2. 目標・指標

施設の設置目的	市内に居住している身体障害者の交歓及び厚生福利の増進並びに社会福祉活動の進展を図る施設					
施設のありたい姿	利用者が快適に利用できて、地域住民の会館利用の機会を通じて、障害のある人への理解が深まり交流を得ること。					
指標	身体障害者福祉会館の貸室利用者数（人）					
目標	身体障害者福祉会館の利用者数の増加	H29	H30	R1(H31)	R2	R3(見込)
		—	11, 184	9, 936	2, 451	3, 000

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等ための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	B
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	施設の経営状況	施設における経営状況が適正であるか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	指定管理者の経営状況	指定管理を行っている事業者本体の経営状況が適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	備品・文書管理	備品や施設の管理運営を行う上で生じた文書等を適切に管理しているか。	適正
	従事者の育成	従事者に対する育成や研修が十分に実施されているか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。
※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- ・年間を通して、意見箱を設置し利用者へのアンケートを実施している。
- ・利用状況の報告

4. 総評

<p>成果</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を受け、会館の利用中止や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされたが、感染予防対策を講じながら事業を継続することができた。また、こまめな消灯などの経費削減を継続的に実施できている。</p>	<p>指定管理者の所見</p> <p>当該施設における事業運用については、所管課との連携が不可欠であり、特にコロナ禍の運用においては、連携の強化を図っていききたい。</p>
<p>課題</p> <p>コロナ禍において、一部の事業が再開できていないことから、感染状況を鑑みながらの事業実施に向けた取組が必要である。また、当該施設はR4年度に教育・障害福祉センターへ移転することから、移転後の効果的な事業実施について検討が必要である。</p>	<p>今後の対策</p> <p>コロナ禍において、一部の事業再開がなされていないことから、感染状況を鑑みながら、再開に向け具体的な手法の検討を行っていく。また、移転に合わせて情報コミュニケーション支援の充実に向けた取組を進めていく。</p>